

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日の翌  
日とする)

## 目 次

### ◇ 条 例

- 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例(税務課)
- 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(市町村振興課)
- 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例(総務課)
- 鳥取県職員定数条例(人事課)
- 鳥取県部設置条例(〃)
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(〃)
- 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(〃)
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)
- 鳥取県官住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(建築課)
- 鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例(〃)
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(警務課)

- 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(〃)
- 鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例を廃止する条例(漁港課)
- 鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例を廃止する条例(道路課)

公布された条例のあらまし

◇地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例

- 一 不動産取得税の不均一課税(第二条関係)  
次に掲げる場合における不動産取得税の税率は、百分の〇・
- 四(通常の税率 百分の四)とすることとした。
- (一) 承認拠点地区内において、一定の期間内に教養文化施設等を設置した者について、当該教養文化施設等の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得のうち、一定の要件を満たすものに対して不動産取得税を課する場合
- (二) 一定の期間内に認定計画に従って過度集積地域内にある産業業務施設を業務拠点地区に移転した認定事業者について、当該移転により設置した産業業務施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得のうち、一定の要件を満たすものに対して不動産取得税を課する場合

## 二 不均一課税の適用の申請(第三条関係)

一の適用を受ける場合の申請の手続を定めることとした。

## 三 虚偽の申請者等に対する措置(第四条関係)

虚偽の申請者等に対しては、一を適用しないものとする事とした。

## 四 その他

その他所要の規定を設けることとした。

## 五 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

## ◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例

## 一 総則

## 1 趣旨(第一条関係)

この条例は、公職選挙法の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする事とした。

## 2 定義(第二条関係)

この条例における「選挙運動用自動車」、「掲示場用ポスター」、「候補者」及び「選挙区等」の用語の定義をす

こととした。

## 二 選挙運動用自動車の使用についての県費負担

## 1 県費負担(第三条関係)

(一) 県は、候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、(二)に定める限度額の範囲内で当該候補者が無料で選挙運動用自動車を使用することができるよう、その費用を負担するものとする事とした。

(二) (一)による費用の負担の限度額は、候補者一人について、五万千五百円に、その者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(無投票となったときは、その無投票となった日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする事とした。

## 2 契約締結の届出(第四条関係)

1 (一)の選挙運動用自動車の使用をしようとする者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等(3の(二)の契約を締結する場合には、当該使用をしようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならぬこととした。

## 3 県費の支払(第五条関係)

県は、候補者(2の届出をした者に限る。)が2の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業

者等に支払うべき金額のうち、次に定める金額を、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に對し支払うこととした。

(一) 当該契約が一般運送契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が五万五千五百円を超える場合には、五万五千五百円)の合計金額

(二) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合

イ 当該契約が自動車借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が一万三千三百九十円を超える場合には、一万三千三百九十円)の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既

に2の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千二百十円に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に關する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に對し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一万円を超える場合には、一万円)の合計金額

#### 4 契約の指定(第六条関係)

3の場合において、選挙運動用自動車の使用に關し同一の日につき3の(一)に定める契約と3の(二)に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、当該候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものとみなして、3を適用することとした。

#### 三 揭示場用ポスターの作成についての県費負担

##### 1 県費負担(第七条関係)

(一) 県は、二の1の(一)の場合に限り、(二)に定める限度額の範

囲内で当該候補者が無料で掲示場用ポスターを作成することができるよう、その費用を負担するものとすることとした。

(二) (一)による費用の負担の限度額は、候補者一人について、3に定めるところにより算定した金額に掲示場用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(選挙区等におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数をいう。以下同じ。))を超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とすることとした。

## 2 契約締結の届出(第八条関係)

1の(一)の掲示場用ポスターの作成をしようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において掲示場用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。

## 3 県費の支払(第九条関係)

県は、候補者(2の届出をした者に限る。)が2の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次に定めるところにより算定した金額を超える場合には、その算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認した

ものに限る。)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払うこととした。

(一) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 四百六十二円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に二十五万七千五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下同じ。)

(二) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十四円二十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に四十八万八千九百四十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

## 四 雑則(第十条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会規則で定めることとした。

## 五 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

一 次の使用料及び手数料の額(一)については、(限度額)を引き上げることとした。

1 県立岩井長者寮及び県立福原荘の利用に係る使用料並びに

県立境港通動寮の利用に係る使用料

2 県立保育専門学院の入学選抜手数料及び入学料

3 県立看護婦等養成施設の入学選抜手数料及び入学料

4 県立歯科衛生専門学校の入學選抜手数料及び入学料

5 県管境港水産物地方卸売市場の給水施設の利用に係る使用料

6 県立高等学校の入学科及び県立幼稚園の入園料並びに県立高等学校の全日制の課程及び専攻科の入學選抜手数料

7 遺失届出済証明、盗難届出済証明、火災その他災害証明、海外渡航者犯罪経歴証明及びその他の事実証明に係る手数料

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県職員定数条例

一 趣旨(第一条関係)

この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに県費負担教職員(臨時又は非常勤の職員等を除く。)の定数に関し必要な事項を定めることとした。

二 定数(第二条関係)

1 職員の定数は、次のとおりとすることとした。

(一) 知事の事務部局の職員 四千二百二十二名

イ 一般会計支弁に係る職員 三千三百六十四名

ロ 特別会計支弁に係る職員 七百五十八名

(二) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 二千二百七十七名

イ 県立学校の職員 二千四十八名

ロ イに掲げる職員以外の職員 二百二十九名

(三) 選挙管理委員会の事務局の職員 二人

(四) 監査委員の事務局の職員 十人

(五) 人事委員会の事務局の職員 十二人

(六) 地方労働委員会の事務局の職員 九人

(七) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 四人

(八) 企業局の職員 八十七名

(九) 議会の事務局の職員 二十一名

(十) 県費負担教職員 四千三百四十七名

2 次の職員については、知事の承認を得て、1の定数の外に置くことができることとした。

(一) 他の地方公共団体に派遣している職員

(二) 長期にわたる研修で知事が定めるものに派遣している職員(県立学校の職員及び県費負担教職員を除く。)

(三) 休職している職員

(四) 埋蔵文化財の発掘を行うため知事が定める公共的団体に派遣している職員

三 定数の配分(第三条関係)

二の1の定数の配分は、任命権者が定めることとした。

四 施行期日

この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県部設置条例

一 設置(第一条関係)

知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の七部を置くこととした。

総務部

企画部

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

土木部

二 総務部の所掌事務(第二条関係)

総務部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 行政運営の総合調整に関する事項

(二) 議会との調整に関する事項

(三) 財政、税務及び財産管理に関する事項

(四) 職員の人事及び厚生福利に関する事項

(五) 文書、広報及び公聴に関する事項

(六) 工事の検査に関する事項

(七) 市町村の振興に関する事項

(八) 国際交流の推進に関する事項

(九) 同和対策に関する事項

(十) その他他部の所掌に属しない事項

三 企画部の所掌事務(第三条関係)

企画部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 重要施策の総合的な企画及び調整に関する事項

(二) 地域の振興に関する事項

(三) 文化の振興に関する事項

(四) 交通政策及び鳥取空港の管理に関する事項

(五) 青少年施策及び女性施策に関する事項

(六) 統計に関する事項

四 福祉保健部の所掌事務(第四条関係)

福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 福祉施策及び保健施策の調整に関する事項

(二) 生活保護に関する事項

(三) 障害者福祉に関する事項

(四) 長寿社会に関する事項

(五) 児童福祉及び母子福祉に関する事項

(六) 医療及び薬事に関する事項

(七) 県民の健康の維持増進に関する事項

(八) 医療保険に関する事項

(九) 年金保険に関する事項

五 生活環境部の所掌事務（第五条関係）

生活環境部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 食品衛生及び環境衛生に関する事項

(二) 消費生活に関する事項

(三) 環境の保全のための総合調整に関する事項

(四) 廃棄物対策に関する事項

(五) 公害の防止に関する事項

(六) 自然の保護に関する事項

(七) 全県公園化及び景観形成の推進に関する事項

(八) 消防及び防災に関する事項

六 商工労働部の所掌事務（第六条関係）

商工労働部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 商業、工業及び貿易の振興に関する事項

(二) 観光の振興に関する事項

(三) 企業誘致に関する事項

(四) 労働関係に関する事項

(五) 職業能力の開発及び向上に関する事項

(六) 職業の安定に関する事項

(七) 雇用保険に関する事項

七 農林水産部の所掌事務（第七条関係）

農林水産部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 農業の振興に係る施策の企画及び調整に関する事項

(二) 農業経営の改善及び農業技術の向上に関する事項

(三) 農畜産物の生産及び流通に関する事項

(四) 土地改良事業に関する事項

(五) 林業の振興に関する事項

(六) 森林の保全に関する事項

(七) 水産業の振興に関する事項

(八) 漁港の整備及び管理に関する事項

八 土木部の所掌事務（第八条関係）

土木部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

(一) 土木工事の技術及び用地に関する事項

(二) 建設業に関する事項

(三) 道路の整備及び管理に関する事項

(四) 都市計画に関する事項

(五) 下水道の整備及び管理に関する事項

(六) 河川及び砂防に関する事項

(七) 港湾の整備及び管理並びに空港の整備に関する事項

(八) 住宅及び建築に関する事項

(九) 営繕に関する事項

九 雑則（第九条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十 施行期日等

1 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 次の条例について、一に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (二) 鳥取県公害対策審議会条例

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 給与は、希望者に対して、口座振替の方法により支払うことができることとした。
- 二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 一 職員の勤務時間に関する条例の一部改正（第一条関係）  
職員の一週間の勤務時間を四十時間（現行 四十時間から四十四時間の範囲内で人事委員会規則で定める時間）に改めるととした。
- 二 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第二条関係）  
県費負担教職員の一週間の勤務時間について、一と同様の措置を講ずることとした。

三 施行期日

この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 一 不動産取得税に関する事項（第六十八条の十二、第六十八条の十三関係）  
農地保有合理化法人が取得した一定の農地を一定の期間内に農業生産法人に現物出資した場合において、当該取得に係る不動産取得税の納税義務の免除等を受けようとするときの手續に  
関し、必要な事項を定めることとした。
- 二 ゴルフ場利用税に関する事項（第七十九条の二関係）  
六十五歳以上の者の利用料金が五分の一以上軽減されているゴルフ場については、その者の利用に係る税率を、通常の場合の二分の一とすることとした。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

- 一 県立布勢総合運動公園のテニスコートを利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととし、その施設使用料の額を、一コート一時間につき五百四十円とすることとした。（別表第一、別表第四の一の1関係）

二 県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンドの施設使用料については、夜間照明に係る加算をすることとした。（別表第四の一の備考関係）



- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、二及び三は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 一次の県営住宅を設置し、その管理を会見町に委託することとした。

|        |          |
|--------|----------|
| 名 称    | 位 置      |
| 手間第二団地 | 西伯郡会見町宮前 |

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域を、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定することにも、当該区域について生じさせてはならない日影時間を指定することとした。(第九条の二関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

- 一 警察官の階級別定員を次のとおり改めることとした。

| 階 級      | 定 員  |       |
|----------|------|-------|
|          | 現 行  | 改 正 後 |
| 警 視      | 四九人  | 五三人   |
| 警 部      | 九九人  | 一〇六人  |
| 警部補・巡査部長 | 五五〇人 | 五七二人  |
| 巡 査      | 四二二人 | 三八九人  |

二 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部改正(第一条関係)

1 警察官に支給する被服の品目等の改正

- (一) 警察官に支給する被服の品目に合帽子、合活動帽子、合服、合活動服、合ワイシャツ等を加えるとともに、他の被

服について使用期間の短縮等を行うこととした。

(二) 勤務の性質により必要がない者に対しては、合活動帽子、合活動服等を支給しないことができることとした。

(三) 警察官に任命後初めて支給する場合には、合服、夏服等の員数を増加して支給することとした。

2 警察官に貸与する装備品の品目等の改正  
警察官に貸与する階級章の員数を三とするとともに、捕じようを貸与しないこととした。

3 特殊の被服又は装備品の貸与  
土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、特殊の被服又は装備品を貸与することができることとした。

4 その他  
その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正(第二条関係)

1 交通巡視員に支給する被服の品目等の改正

交通巡視員に支給する被服の品目、員数及び使用期間について、一の1の(一)及び(三)と同様の改正を行うこととした。

2 交通巡視員に貸与する装備品の員数の改正

交通巡視員に貸与する交通巡視員章の員数を三個とすることとした。

3 その他

(一) 支給期間の終わらない支給品又は貸与品の損傷等に係る

損害賠償責任を明記することとした。

(二) 支給品相当額は、給料から控除しない旨を明記することとした。

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例を廃止する条例

一 鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計は、廃止することとした。

二 1 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計条例を廃止する条例

一 鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計は、廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条

例

(目的)

第一条 この条例は、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するため、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。以下「法」という。)第十二条及び第三十六条に規定する不動産取得税に係る不均一の課税をすることを目的とする。  
(不動産取得税の不均一課税)

第二条 次の各号に掲げる場合における不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第六十二条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

一 法第八条第一項に規定する承認基本計画(以下「承認基本計画」と

いう。)に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」という。)内において、当該承認基本計画の法第六条第六項の規定による承認の日(当該承認基本計画の変更により承認拠点地区に該当することとなった地区については、法第七条第一項の規定による当該変更の承認の日。以下「承認日」という。)から起算して五年(当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、法第十二条に規定する自治省令で定める教養文化施設等(以下「教養文化施設等」という。)を設置した者について、当該教養文化施設等の用に供する家屋(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。)に対して不動産取得税を課する場合

二 法第三十四条に規定する認定計画の法第三十三条第一項の認定の日(当該認定計画を変更した場合において、知事が必要と認めるときについては、同条第四項の規定による当該変更の認定の日。以下「認定日」という。)から起算して五年(当該期間内に承認基本計画に係る法第六条第三項の拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)に該当しないこととなった地区については、当該認定日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、当該認定計画に従って法第三十三条

第一項に規定する過度集積地域内にある産業業務施設を業務拠点地区に移転した法第三十四条に規定する認定事業者について、当該移転により当該業務拠点地区内において設置した法第三十六条に規定する自治省令で定める産業業務施設の用に供する家屋（当該産業業務施設の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地の取得に対して不動産取得税を課する場合

（不均一課税の適用の申請）

第三条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地をその施設の用に供することとなった日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 産業業務施設又は教養文化施設等に係る設置計画

三 産業業務施設又は教養文化施設等の用に供する家屋及び構築物の取得価額並びに家屋及びその敷地である土地の取得年月日

四 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

（虚偽の申請者等に対する措置）

第四条 前条第一項の期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条の規定は、適用しないものとする。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定によるこの条例の失効に伴い必要な経過措置については、別に条例で定める。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 選挙運動用自動車の使用についての県費負担（第三条―第六条）

第三章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担（第七条―第九条）

第四章 雑則（第十条）

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第六項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「選挙運動用自動車」とは、法第百四十一条第一項の自動車をいう。

2 この条例において「掲示場用ポスター」とは、法第百四十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（鳥取県知事の選挙に係るものに限る。）及び同項第五号のポスターをいう。

3 この条例において「候補者」とは、鳥取県議会議員又は鳥取県知事の選挙における公職の候補者をいう。

4 この条例において「選挙区等」とは、鳥取県議会議員の選挙における選挙区（当該選挙の一部無効による再選挙にあつては、当該再選挙が行われる区域）又は鳥取県知事の選挙が行われる区域をいう。

第二章 選挙運動用自動車の使用についての県費負担

(県費負担)

第三条 県は、法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、次項に定める限度額の範囲内で当該候補者が無料で選挙運動用自動車を使用することができるよう、その費用を負担するものと

する。

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者一人について、五万五千五百円に、その者につき法第八十六条第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第一項の場合を生じたときは、当該場合を生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額とする。

(契約締結の届出)

第四条 前条第一項に規定する選挙運動用自動車の使用をしようとする者は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第二号に規定する契約を締結する場合には、当該使用をしようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

(県費の支払)

第五条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第三条第一項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が五万五千五百円を超える場合には、五万五千五百円）の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一萬三千三百九十円を超える場合には、一萬三千三百九十円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千二百十円に当該候補者につき法第八十六条第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金

額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において二人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万円を超える場合には、一万円）の合計金額

（契約の指定）

第六条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第一号に定める契約と同条第二号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

第三章 掲示場用ポスターの作成についての県費負担

（県費負担）

第七条 県は、第三条第一項に規定する場合に限り、次項に定める限度額の範囲内で当該候補者が無料で掲示場用ポスターを作成することができよう、その費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者一人について、第九条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に掲示場用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（選挙区等に

おけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数をいう。以下同じ。)を  
超える場合には、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。  
(契約締結の届出)

第八条 前条第一項に規定する掲示場用ポスターの作成をしようとする者  
は、ポスターの作成を業とする者との間において掲示場用ポスターの作  
成に關し有償契約を締結し、選挙管理委員会規則で定めるところにより、  
その旨を選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

(県費の支払)

第九条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基  
づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき  
金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの一枚当た  
りの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号  
に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定め  
るところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当  
該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管  
理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、  
選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第三条  
第一項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの  
請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合

四百六十二円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に  
二十五万七千五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲  
示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端  
数は、一円とする。以下同じ。)

二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二  
十四円二十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に四十八万八  
千九百四十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の  
数で除して得た金額

第四章 雑則

(選挙管理委員会規則への委任)

第十条 この条例の施行に關し必要な事項は、選挙管理委員会規則で定め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に關する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に關する条例(昭和三十九  
年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万八千三百円」を「一万九千五百円」に改める。

別表第三中「一五三、八〇〇円」を「一五九、一〇〇円」に、「一五

二、八〇〇円」を「一五八、一〇〇円」に、「一五四、八〇〇円」を「一六〇、一〇〇円」に改める。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二千三百円」を「二千四百円」に改める。

第五条第二項中「四千六百円」を「五千二百円」に改める。

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二千三百円」を「二千四百円」に改める。

第十一条第二項中「四千六百円」を「五千二百円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二千三百円」を「二千四百円」に改める。

第六条第二項中「四千六百円」を「五千二百円」に改める。

(鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の給水施設の項中「三〇一円」を「三三二円」に改め、同表の備考中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三 給水量が一立方メートル未満のとき、又は給水量に一立方メートル未満の端数があるときは、一立方メートルとして計算するものとする。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第六条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「四、六〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「四〇〇円」を「四五〇円」に改める。

(鳥取県警察証明等手数料条例の一部改正)

第七条 鳥取県警察証明等手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「六百円」を「六百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県職員定数条例



鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第二条 職員の定数は、次のとおりとする。

- 一 知事の事務部局の職員 四千二百二十二人
- イ 一般会計支弁に係る職員 三千三百六十四人
- ロ 特別会計支弁に係る職員 七百五十八人
- 二 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 二千二百七十七人
- イ 県立学校の職員 二千四十八人
- ロ イに掲げる職員以外の職員 二百二十九人
- 三 選挙管理委員会の事務局の職員 二人
- 四 監査委員の事務局の職員 十人
- 五 人事委員会の事務局の職員 十二人
- 六 地方労働委員会の事務局の職員 九人
- 七 海区漁業調整委員会の事務局の職員 四人

- 八 企業局の職員 八十七人
- 九 議会の事務局の職員 二十一人
- 十 県費負担教職員 四千三百四十七人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

- 一 他の地方公共団体に派遣している職員
- 二 長期にわたる研修で知事が定めるものに派遣している職員（県立学校の職員及び県費負担教職員を除く。）
- 三 休職している職員
- 四 埋蔵文化財の発掘を行うため知事が定める公共的団体に派遣している職員

（定数の配分）

第三条 前条第一項第一号及び第三号から第九号までに定める定数の当該各号に掲げる組織の内部の配分、同項第二号に定める定数の同号に掲げる組織ごと及び事務局の内部の配分並びに同項第十号に定める定数の市町村立学校ごとの配分は、それぞれ同項各号に掲げる職員の任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県設置条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県部設置条例

鳥取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項及び第二項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の七部を置く。

総務部

企画部

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

土木部

（総務部の所掌事務）

第二条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 行政運営の総合調整に関する事項
- 二 議会との調整に関する事項
- 三 財政、税務及び財産管理に関する事項
- 四 職員の人事及び厚生福利に関する事項
- 五 文書、広報及び公聴に関する事項

- 六 工事の検査に関する事項
- 七 市町村の振興に関する事項
- 八 国際交流の推進に関する事項
- 九 同和对策に関する事項
- 十 その他他部の所掌に属しない事項

（企画部の所掌事務）

第三条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 重要施策の総合的な企画及び調整に関する事項
- 二 地域の振興に関する事項
- 三 文化の振興に関する事項
- 四 交通政策及び鳥取空港の管理に関する事項
- 五 青少年施策及び女性施策に関する事項
- 六 統計に関する事項

（福祉保健部の所掌事務）

第四条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 福祉施策及び保健施策の調整に関する事項
- 二 生活保護に関する事項
- 三 障害者福祉に関する事項
- 四 長寿社会に関する事項
- 五 児童福祉及び母子福祉に関する事項
- 六 医療及び薬事に関する事項
- 七 県民の健康の維持増進に関する事項
- 八 医療保険に関する事項
- 九 年金保険に関する事項

(生活環境部の所掌事務)

第五条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 食品衛生及び環境衛生に関する事項
- 二 消費生活に関する事項
- 三 環境の保全のための総合調整に関する事項
- 四 廃棄物対策に関する事項
- 五 公害の防止に関する事項
- 六 自然の保護に関する事項
- 七 全県公園化及び景観形成の推進に関する事項
- 八 消防及び防災に関する事項

(商工労働部の所掌事務)

第六条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 商業、工業及び貿易の振興に関する事項
- 二 観光の振興に関する事項
- 三 企業誘致に関する事項
- 四 労働関係に関する事項
- 五 職業能力の開発及び向上に関する事項
- 六 職業の安定に関する事項
- 七 雇用保険に関する事項

(農林水産部の所掌事務)

第七条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農業の振興に係る施策の企画及び調整に関する事項
- 二 農業経営の改善及び農業技術の向上に関する事項
- 三 農畜産物の生産及び流通に関する事項

四 土地改良事業に関する事項

五 林業の振興に関する事項

六 森林の保全に関する事項

七 水産業の振興に関する事項

八 漁港の整備及び管理に関する事項

(土木部の所掌事務)

第八条 土木部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 土木工事の技術及び用地に関する事項
- 二 建設業に関する事項
- 三 道路の整備及び管理に関する事項
- 四 都市計画に関する事項
- 五 下水道の整備及び管理に関する事項
- 六 河川及び砂防に関する事項
- 七 港湾の整備及び管理並びに空港の整備に関する事項
- 八 住宅及び建築に関する事項
- 九 営繕に関する事項

(雑則)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第三号及び第四号中「衛生環境部に所属する職員が行う」を「保健所又は衛生研究所に勤務する職員が、」に改める。

(鳥取県公害対策審議会条例の一部改正)

3 鳥取県公害対策審議会条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「衛生環境部」を「生活環境部」に改める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の八の次に次の一条を加える。

(給与の口座振替の方法による支払)

第十六条の九 給与は、職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

職員の勤務時間は、一週間について四十時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間当たり四十時間とする。

第二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

職員の勤務時間は、一週間について四十時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間当たり四十時間とする。

附 則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の十二の見出し中「農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 土地の所在、地番、地目及び地積

第六十八条の十二第二号中「不動産」を「土地」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資した年月日

第六十八条の十三の見出し中「農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「又は交換」を「若しくは交換又は現物出資」に、「たる」を「足る」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 土地の所在、地番、地目及び地積

第六十八条の十三第一項第二号中「不動産」を「土地」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資する予定年月日  
第七十九条の二第一項に次の一号を加える。

三 年齢六十五歳以上の者  
第七十九条の二第三項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七十九条の二の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一鳥取県立布勢総合運動公園の項中「第二補助競技場」を「第二補助競技場 テニスコート」に改める。

別表第四の一の1の表に次のように加える。

テニスコート

一コート一時間につき

五四〇円

別表第四の一の2の表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート

一コート一時間につき

五四〇円

別表第四の一の備考二中「野球場」を「陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド」に改め、「屋根のある多目的広場」の下に「のグラウンド」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第四の一の2の改正規定及び同表の一の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

手間団地

西伯郡会見町天万

を

手間第一団地

手間第二団地

西伯郡会見町天万

西伯郡会見町宮前

に改める。

別表第二中

手間団地

を

手間第一団地

手間第二団地

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第二十一号に掲げる第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域」を「法第二条第二十一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域」に、「として旧法」を「として法」に改める。

別表第一第一号中「こえる」を「超える」に改め、同表第二号中「養老院、児童福祉施設等」を「児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設」に、「舞踏場」を「ダンスホール」に改め、同表第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域に関しては、平成八年六月二十四日（その日前に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に関する都市計画が決定されたときは、当該決定に係る区域については、当該決定に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示があった日）までの間は、この条例による改正前の鳥取県建築基準条例第九条の二の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四九人」を「五三人」に、「九九人」を「一〇六人」に、「五五〇人」を「五七二人」に、「四二二人」を「三八九人」に改める。

附 則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例及び交通巡





| 第二被服  |    |      |  |  |
|-------|----|------|--|--|
| ワイシャツ | 一着 | 四月   |  |  |
| ネクタイ  | 一本 | 四月   |  |  |
| 手袋    | 二組 | 十二月  |  |  |
| 靴下    | 二足 | 四月   |  |  |
| 短靴    | 一足 | 十二月  |  |  |
| 編上靴   | 一足 | 二十四月 |  |  |

第二条第二項中「はじめて給与品」を「初めて第一被服及び第二被服」に、「盛夏ワイシャツ及びワイシャツに限り、前項」を「第一項」に、「盛夏ワイシャツについては二着、ワイシャツについては三着」を「合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、合ネクタイについては二本」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、合活動帽子、夏活動帽子、合活動服又は合活動ネクタイを支給しないことができる。

第二条の二第一項中「勤務」の下に「(以下「私服勤務」という。)」を、「対しては」の下に「、第二条第一項の規定にかかわらず」を加え、

同条第二項の表中

|      |     |
|------|-----|
| あい背広 | 合背広 |
| オーバー | 外とう |

を  
に改め、同条第三

項中「受けている者に対しては」を「受けた者に対しては、当該私服用被服の使用期間が終わるまでは」に改め、「同条第一項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が私服勤務に服さないこととなつた場合は、この限りでない。

第二条の二第四項中「私服の着用を要する特別の勤務」を「私服勤務」に改め、同条第五項中「私服用被服と第一被服とをあわせて支給されたとき」を「第一被服の使用期間が終わるまでに私服用被服を支給された者について」に、「当該私服用被服の使用期間が終わるまで」を「その者が私服勤務に服する間、」に改める。

第三条中「給与品及び私服用被服」を「第一被服、第二被服及び私服用被服(以下「支給品」という。)」に改める。

第四条の見出し中「装備品」を「装備品等」に改め、同条中「(以下「貸与品」という。)」を削り、「二組」を「三」に、「但し、警視」を「ただし、警視以上」に、「その一部」を「、その一部」に、「捕じよう」を「手錠」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、支給品又は前条の規定により貸与される装備品のほか、特殊の被服又は装備品を貸与することができる。

第五条第一項中「失なつた」を「失つた」に、「の終らない給与品及び私服用被服並びに貸与品」を「が終わらない支給品並びに前二条の規定により貸与された装備品及び被服(以下「貸与品」という。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「給与品及び私服用被服」

を「支給品」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 警察官が休職を命じられたときは、当該休職の期間が終わるまで、支給品の使用期間の進行を停止し、貸与品の貸与を中止するものとする。

第六条の見出しを「(賠償責任)」に改め、同条中「本人の」を「警察官が」に、「の終らない給与品、私服用被服又は貸与品の一部又は全部をき損」を「が終わらない支給品又は貸与品の全部又は一部を損傷し、」に、「場合は、損害を弁償し」を「ときは、これによつて生じた損害を賠償し」に改める。

第七条中「被服」を「支給品」に、「その職員」を「、それを支給された警察官」に改める。

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第二条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和四十六年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十四条の三第三項」を「第百十四条の四第四項」に改める。

第四条第三項を次のように改める。

3 交通巡視員が休職を命じられたときは、当該休職の期間が終わるまで、支給品の使用期間の進行を停止し、貸与品の貸与を中止するものとする。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(賠償責任)

第五条 交通巡視員が故意又は重大な過失により使用期間が終わらない

支給品又は貸与品の全部又は一部を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(職員の給与に関する条例との関係)

第六条 支給品については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第二条第二項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された交通巡視員の給料から控除しないものとする。

別表第一(第二条関係)

| 品 目   | 員 数 | 使用 期間 |
|-------|-----|-------|
| 冬帽子   | 一個  | 十六月   |
| 合帽子   | 一個  | 十六月   |
| 夏帽子   | 一個  | 十六月   |
| 合活動帽子 | 一個  | 十六月   |
| 夏活動帽子 | 一個  | 十六月   |
| 冬服    | 一着  | 十二月   |
| 合服    | 一着  | 十二月   |
| 夏服    | 一着  | 四月    |
| 合活動服  | 一着  | 十二月   |

|         |    |      |
|---------|----|------|
| 外とう     | 一着 | 三十月  |
| 雨衣      | 一着 | 三十六月 |
| 合ワイシャツ  | 一着 | 四月   |
| 合ネクタイ   | 一本 | 四月   |
| 合活動ネクタイ | 一本 | 四月   |
| ベルト     | 一本 | 三十六月 |
| ワイシャツ   | 一着 | 四月   |
| ネクタイ    | 一本 | 四月   |
| 手袋      | 二組 | 十二月  |
| 靴下      | 二足 | 四月   |
| 短靴      | 一足 | 十二月  |
| 半長靴     | 一足 | 二十四月 |

備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、合ネクタイについては二本とする。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第三条関係)」に、「二組」を「三個」に改める。

附 則  
この条例は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第三号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計の平成五年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計条例（昭和四十三年六月鳥取県条例第二十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。